

## 立志会・清風の絆・新風朝来会から提出された議員定数改正案

### 改正案

朝来市議会議員の定数を「18人」とする。（現行の定数は20人）

### 提案理由

朝来市の人口は現在約33,000人で市議会議員の定数は現在20人となっているが、県下の市議会においても定数削減の傾向にあり、県下の\*類似団体においても市議会議員定数は16～18人が多数を占めているなど朝来市議会にあっても削減すべき状況にあることは否めない。

一方、常任委員会にあっては現在3委員会制をとっており、朝来市議会基本条例第1条に掲げる「議会をより活性化し、市民の負託に応える」という目的を達成するためには、現行の3委員会を維持することも重要と考える。

よって、以上の観点から、上記のとおり条例改正を提案する。

\*類似団体…「人口」「産業構造」により全国の市町村をグループごとに分類したものの。兵庫県内での朝来市の類似団体は「洲本市」「養父市」「淡路市」「加東市」の4市となっています。

### 兵庫県下の類似団体及び近隣市の議員定数、報酬などの状況

区分	市名	定数 (人)	人口(人) H24.12月現在	面積(k㎡)	議員報酬 (月額)
類似団体	朝来市	20	33,295	402.98	314,000
	養父市	16	26,441	422.78	310,000
	加東市	18	40,184	157.49	350,000
	淡路市	20	47,487	184.26	346,500
	洲本市	18	47,716	182.48	390,000
類似団体平均		18	39,024	270.00	342,100
県下近隣市	豊岡市	26	87,474	697.66	360,000
	丹波市	20	68,325	493.28	330,000
	宍粟市	20	42,043	658.60	346,000
	西脇市	16	43,436	132.47	370,000
	篠山市	18	44,265	377.61	350,000
	南あわじ市	20	50,901	229.23	346,500

# 議員の活動概要

議員の活動は、3月、6月、9月、12月に開催する定例会へ出席し市長から提案のあった事柄について審議するほか、市民から提出された陳情などの調査も行っています。さらに、定例会の会期中には市政全般にわたって市長に対し一般質問を行っています。

また、所属する委員会に出席し、担当する市役所の事務について調査を行うほか、議会の活動状況をお知らせする「議会だより」の発行や、「議会報告会」の開催（24年度は5月に実施しました。）、特定のテーマで市民の皆様と意見交換を行う「一般会議」の開催などの活動も行っています。

平成 22、23 年度の活動状況は下記のとおりです。

区 分	平成 22 年度			平成 23 年度		
	開催日数	管外視察	計	開催日数	管外視察	計
本会議（定例会・臨時会）	26		26	25		25
総務常任委員会	17		17	27	2	29
文教民生常任委員会	17		17	15	2	17
産業建設常任委員会	23	2	25	23	2	25
議会運営委員会	23		23	28		28
議会広報特別委員会	12	4	16	11		11
決算特別委員会	10		10	9		9
予算特別委員会	11		11	10		10
その他の特別委員会	6		6	35		35
議案説明会・政策説明会	18		18	16		16
計	163	6	169	199	6	205

区 分	説 明
本会議 （定例会・臨時会）	議員が一堂に会して行う会議のことで、定例会は年 4 回、臨時会は定例会以外で臨時的に開催する会議のことで。
常任委員会	総務、文教民生、産業建設の3つあり、議員はいずれか一つの委員会に所属しています。
議会運営委員会	議会の運営全般にわたり調整を行う委員会です。
特別委員会	特定の事件について調査を行う委員会です。

# ◆ 朝来市議会基本条例（抜粋）

（前文）

朝来市議会（以下「議会」という。）は、朝来市市民（以下「市民」という。）によって選出された朝来市議会議員（以下「議員」という。）により構成される議事機関であり、市長との二元代表制の特性を活かし、市民の負託に応え、朝来市の発展と市民福祉の向上を図る使命を有している。

今日、地方分権時代を迎え、自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大している。議会は討論を通じ、その責務である監視機能と政策立案機能を強化、充実させるとともに、対話を通じ市民の提案を積極的に受けとめ、市民に開かれた議会であることが求められている。

これらを実現するために、市民により身近で、信頼される議会をつくることを決意し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）が定める規定の遵守に加え、公正性と透明性の確保、政策形成への市民参加の推進、積極的な情報公開、市長等との緊張関係の保持、議員間の討議の尊重、議会活動を支える体制整備、議員の資質向上等を図るため、ここにこの条例を制定する。

（広報広聴活動の充実）

第15条 第1項、第2項（省略）

- 3 議会は、多様な市民の意見及び提案を把握するため、市民アンケート等の広聴活動の方策を講じるよう努めなければならない。
- 4 議会は、議員による重要な条例等の提出に当たっては、市民に情報を公開し、意見及び提案を求めるための必要な措置を講じるように努めるものとする。

（議員定数）

第19条 第1項（省略）

- 2 議員定数を定めた条例の改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提出するものとする。
- 3 前項の規定に基づき、議員が当該条例の改正案を提出する場合は、第15条第3項及び第4項に基づき、あらかじめ当該改正案を市民に公開して意見等を求めるよう努めなければならない。